

第2回 海老江下水処理場改築更新事業の環境監視に係る有識者会議 議事録 要旨

日 時 平成30年4月24日15時～16時35分

開催場所 建設局北部方面管理事務所 大会議室

出席者

(委員) 市川委員(座長)、江種委員、島田委員

(事務局:建設局) 河内課長、中西係長、金井係長

(事業者:海老江ウォーターリンク株式会社) 秋山統括管理責任者

議 題

- (1) 環境監視結果について(資料5)
- (2) 自主管理値について(資料5)
- (3) 事業者の環境監視計画について(資料6)

会議要旨(主な意見)

- (1) 環境監視結果について

- ・意見なし

- (2) 自主管理値について

- ・最初の事前環境監視結果が今後工事を行う際の基準値となるが、事前環境監視結果で粉じん濃度が高い値が出るのは自然要因であり、この地域の上空に特有の変化があるので、粉じん濃度が自主管理値以下だから問題ないということではなく、自然環境の変化も考慮した監視が重要になる。
- ・本日確認した自主管理値でもって環境監視を進めていただきたい。

- (3) 事業者の環境監視計画について

- ・工事による超過かどうかを現場で判断すると同時に、周辺の環境状況を大阪市環境局などに確認を行い、住民にも超過の状況と対策についてお知らせしていただきたい。
- ・基準値の超過が「工事による超過かどうか」を判断した根拠について、年に1回開催予定の有識者会議の中で、1年分まとめて報告していただきたい。
- ・騒音や悪臭は1次管理値と2次管理値の差が小さくても対数表示のため、発生源強度としては管理値の差は大きいですが、粉じんの場合はリニアのため、1次管理値(2.0mg/m³)と2次管理値(2.1mg/m³)は同じような値であり、もう少し幅を持った方がいいのではないかと。兵庫県条例に定める特定施設の粉じん排出基準1.5mg/m³が目安になる。
- ・環境監視計画における、粉じんの1次管理値と2次管理値の見直しを行うこと。
- ・常時モニタリング結果への対応フローについては、管理値超過時の対策をいつまで続けるかがもう少しわかりやすいように修正すること。

以上